



島根県報

令和元年5月31日（金）

号外第8号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

（障がい福祉課） 2

公布された条例等のあらまし

◇精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第13号）

1 規則の概要

措置入院者等から徴収する入院に要した費用の算定基準を改めることとした。（別表関係）

2 施行期日

令和元年6月1日から施行することとし、措置入院者等に係る費用徴収額の令和元年6月の算定分から適用することとした。

規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月31日

島根県知事 丸山達也

島根県規則第13号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和44年島根県規則第54号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

費 用 徴 収 基 準

患者等の市町村民税の所得割の額の合算額（年額）	費用徴収額（月額）
564,000円以下	0円
564,001円以上	20,000円 (入院に要した費用の額から他の法律により給付を受けることができる額（法第30条の2に規定する他の法律による給付の額をいう。）を控除して得た額が、20,000円に満たない場合は、その額)

備考

- 「患者等の市町村民税の所得割の額の合算額」とは、措置入院者等、その配偶者並びに当該措置入院者等と生計を一にする直系血族及び兄弟姉妹（以下「直系血族等」という。）について、入院のあった月の属する年度分（当該入院のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度分）の市町村民税の所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割をいい、同法第328条に規定する退職手当等に係るものを除く。）（以下「所得割」という。）の額を合算した額をいう。
- 所得割の額の算定に当たっては、地方税法の定めるところによるほか、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める方法によるものとする。
 - 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるとき 同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。））に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を所得割の額から控除する。
 - 措置入院者等又はその配偶者若しくは直系血族等が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるとき これらの者を指定都市以外の市

町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定する。

- (3) 措置入院者等又はその配偶者若しくは直系血族等が、地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるとき 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める方法によるものとする。

ア 同法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合 所得割の額は、0円とする。

イ アに該当しない者である場合 同法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を所得割の額から控除する。

- 3 措置入院者等が月の途中で入院を開始し、又は終了した場合は、その月の費用徴収額の認定に当たっては、日額計算をするものとし、表中「20,000円」とあるのは、「20,000円をその月の実日数で除して得た額に入院していた期間の日数を乗じて得た額」と読み替えるものとする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てる。
- 4 措置入院者等又はその属する世帯の世帯員が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている場合には、費用徴収は、行わない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則別表（以下「改正後の別表」という。）の規定は、措置入院者等に係る費用徴収額の令和元年6月の算定分から適用し、同年5月以前の算定分については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に入院している者であって、改正後の別表の規定を適用した場合に新たに費用徴収されることとなるものに係る費用徴収額の算定については、その者の退院する日又はこの規則の施行の日から起算して1年を経過する日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例による。